

別表2 専決事項一覧

内容		理事長	所長職	備考	参考
1	理事会・評議員会の招集に関する こと（法令及び定款に定める招集者が 行う招集を除く）	○			所長職には、所 長・センター 長・事務局長が 含まれる
2	理事会・評議員会の議案の提出に関 すること（法令及び定款に定める議 案権者が議案を提出する場合を除 く）	○			
3	規程、規則等の制定・改廃に関す ること（法令及び定款で理事会・評議 員会が決議すると定めた場合を除 く）	○			定款（評議員 会），定款細則 （理事会），就 業規則（理事会）
4	予算の編成及び決算調整に関する こと	○			
5	予算の流用、予備費の支出	○			
6	短期の資金の借入及び返済に係る契 約で予算の範囲内のもの（多額の借 入の場合を除く）	○			予算の範囲内の ため長・短期間 は関係ないので は※確認 経理 38条
7	寄附の受入れに関すること（寄附金 の募集は除く。法人に重大な影響が あるものを除く）	○			
8	債権の免除・効力の変更に関する こと（法人に重大な影響があるもの を除く）	○			
9	法人の組織及び権限に関する こと（法人に重大な影響があるもの を除く）	○		例：事業所の新 設・廃止→理事 会で諮る 例：定員の増員 （1, 2名） ニーズに対応し て1室増やす→ 理事長判断	重大なものを議 論して決定する
10	苦情処理対応規程に基づく第三者委 員の選任	○			

内容		理事長	所長職	備考	参考	
法人一般・人事に関する事案	11 職員の採用に関すること（所長・センター長等の重要な役職を除く）	○			「職員」とは、就業規則上のアルバイト職員以外の職員を指す	
	12 職員の人事配置に関すること（所長・センター長等の重要な役職を除く）	○	△※	例：事業所が変わる異動→理事長 例：事業所内の役割分担→所長職	※同一事業場において業務の変更やサービスの兼務等→所長職	
	13 ピアスタッフ、ピアサポーターの採用・配置に関すること	○				
	14 アルバイト職員の採用・配置に関すること		○		アルバイト職員であって、コア労働に従事しない補助的な業務を行う者 ※くらふと今後検討	
	15 職員の休暇・職免・欠勤・時間外勤務命令及び旅行命令に関すること			○		※統一した書式の作成。旅行命令届け出、旅費精算書
	16 職員の昇級・昇格基準の決定、対象決定者に関すること	○			コア労働職員→理事長 それ以外職員→所長職	
	17 休職、復職、退職、育児・介護休業に関すること	○	○			
	18 職員の表彰、制裁、解雇に関すること	○				
	19 職員の人事記録及び身分証明書に関すること	○				
	20 職員の諸手当に関すること	○				
	21 職員健康診断の実施に関すること			○		
	22 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること			○		

内容		理事長	所長職	備考	参考	
	23	職員の研修に関する事		○		
	24	利用者の決定及び利用契約に関する事	○			※くらふと所長名→理事長名にそろえる
	25	利用者の日常の処遇に関する事		○		
	26	利用者の預り金等の日常の管理に関する事		○		
	27	自動車の運行管理に関する事		○		
	28	官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事	○			
	29	諸証明に関する事	○			
	30	金融機関を指定すること、資産管理の種類の変更に関する事	○			
収入 事案	31	障害福祉サービス費用・委託費等の収入に関する事	○			
	32	過誤納金の充当又は還付に関する事	○			
	33	繰越金及び繰入金の収入に関する事	○			
	34	受贈の承認・寄附の受入れに関する事（重要なものは除く）	10万円以上 ○	10万円未満 ○	理事長への報告義務	
	35	その他の債権・収入に関する事（重要なものは除く）	○			
支出 事案	36	固定資産の取得及び処分に関する事（「軽微なもの」に該当）	250万円未満100万円以上 ○	100万円未満 ○	※基本財産除く理事長への報告義務	どこまでの範囲を権限とするか
	37	建設工事等の請負契約又は委託契約に関する事（「軽微なもの」に該当）	250万円未満100万円以上 ○	100万円未満 ○	理事長への報告義務	どこまでの範囲を権限とするか
	38	報酬、給与、旅費、賃金、研修費等支出に関する事（予算の範囲内のもの）		○		

内容		理事長	所長職	備考	参考	
事 案	39	日常的に消費する物品、消耗品等の日々の購入（予算の範囲内のもの）		○		
	40	緊急を要する物品の購入（災害・故障・保守管理関係に限定）	500万円未満100万円以上 ○	100万円未満 ○	理事長への報告義務	どこまでの範囲を権限とするか
	41	その他の支出に関すること（重要なものは除く）	○			